



環境省のグリーンファイナンス関連施策の概要

2024年12月5日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室

グリーンファイナンス市場の国内実務指針（ガイドライン）

- サステナブルファイナンス市場を健全かつ適切に拡大していく観点から、グリーンボンドやグリーンローンの環境改善効果に関する信頼性の確保と、国内における普及を図ることを目的として、2017 年 3 月に**国際原則に準拠した形でグリーンボンドガイドラインを策定**。グリーン性の判断基準の明確化や、資金調達者による市場説明の強化などを通じて、**利便性向上とグリーンウォッシュ防止の双方に対応するような国内ルール**の改訂及び整備を行ってきた。
- 2024年 3 月には、「**グリーン性**」の判断指針や投融資対象となる**グリーンプロジェクトの例**をまとめたガイドラインの**付属書1別表（グリーンリスト）**について、**改訂を実施**。2024年11月には、国際的な潮流や国内市場の状況の反映、ガイドラインの利便性向上の観点等から、**ガイドライン本体の改訂を実施**。
- 今後もグリーンリストを含めたガイドラインの充実化を継続して実施し、**資金需要の顕在化・質の担保**を目指すほか、**市場における環境インパクトの拡大**を狙う。



2023年度グリーンリスト改訂のポイント

◆グリーンボンド等に関連する国際原則や国際的なガイダンス※との整合性を踏まえ改訂

※ADB・ICMA 等による「Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy」、
ICMA による「Handbook Harmonised Framework for Impact Reporting」等

◆国内の関連する計画※等との整合性を踏まえ改訂

※「生物多様性国家戦略 2023-2030」、
「新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針」等

2024年度ガイドライン本体改訂のポイント

◆ガイドラインの構成変更

※利便性等の観点から「国際原則の和訳部分」と「国内向けの解説部分」を整理の上、解説部分における要求レベルを整理。

◆国際原則の改訂を反映

※LMA等によるグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン原則の改訂（2023年2月）、ICMAによるサステナビリティ・リンク・ボンド原則の改訂（2024年 6 月）を反映。

◆市場の現状を踏まえた解説の追加

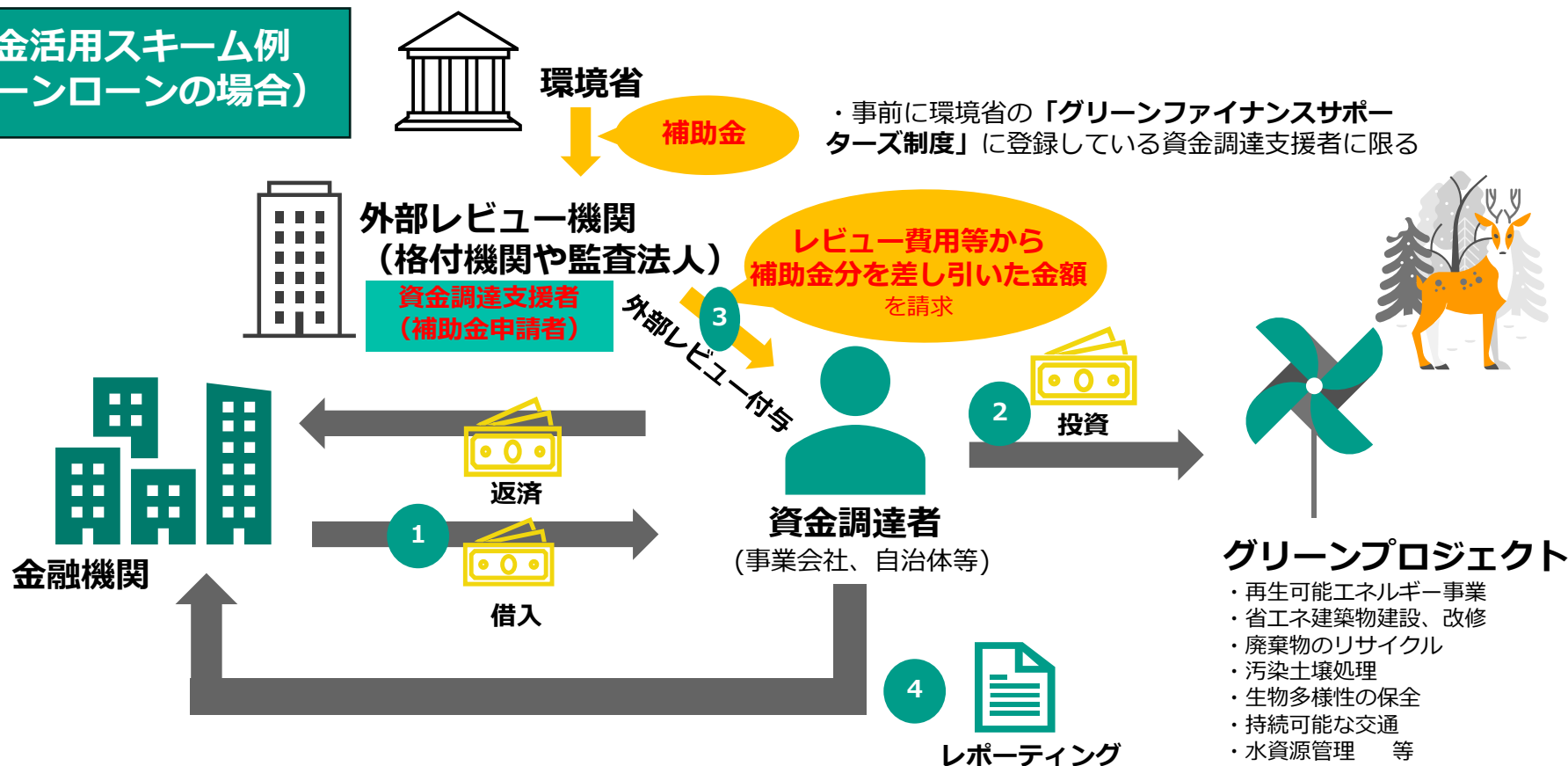
※「SLLフレームワーク」（金融機関が自らの資金調達のためではなく、顧客向けに取扱う金融商品として策定するフレームワーク）について、国内向けの解説を一部追加。

グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（補助金事業）

- ◆ 補助対象は、資金調達しようとする企業や自治体等に対して、**外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う資金調達支援者**のうち、あらかじめ「**グリーンファイナンスサポーターズ制度***」に登録を行った資金調達支援者。
- ◆ 補助金の申請は資金調達支援者から行う。

※補助事業の実施にあたり環境省が設けた登録公表制度。

補助金活用スキーム例 (グリーンローンの場合)



(参考) 補助金対象の早見表

補助金制度名称	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 ＜グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（脱炭素関連部門）＞ ※エネルギー対策特別会計	地域環境保全対策費補助金 ＜グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（環境保全対策関連部門）＞ ※一般会計
	国内の脱炭素化分野 (再生可能エネルギー、省エネルギー、グリーンビルディング等)	国内の左記以外の環境分野 (気候変動適応、資源循環分野、生物多様性・自然資本分野等)
対象となる金融商品	①グリーンボンド、②グリーンローン、③サステナビリティボンド ④サステナビリティ・リンク・ボンド（SLB）、⑤サステナビリティ・リンク・ローン（SLL） ※「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」に整合し、トランジションファイナンスとして資金調達するものを除く。	
補助率	外部レビュー費用（グリーンボンド、グリーンローン、サステナビリティボンド）・・・40% 外部レビュー費用（SLB・SLL）・・・70% コンサルティング費用・・・50%	
予算総額	2.2億円	2,250万円
一件当たりの補助上限金額	2,000万円 ※1つの資金調達支援計画単位	450万円 ※1つの資金調達支援計画単位
＜要件＞ グリーンボンド グリーンローン サステナビリティボンド	✓ 調達資金の100%（サステナビリティボンドの場合は50%以上）がグリーンプロジェクト※¹に充当かつ ✓ 調達資金の金額又は件数の50%以上が国内の脱炭素化事業に充当	✓ 調達資金の100%（サステナビリティボンドの場合は50%以上）がグリーンプロジェクト※¹に充当かつ ✓ 調達資金の金額又は件数の50%以上が国内の左記以外のグリーンプロジェクトに充当
	（グリーンボンド・サステナビリティボンドの場合） フレームワークを公表済みであること。補助金申請時に未公表の場合は、発行までに公表すること。	
＜要件＞ SLB・SLL	国内のエネルギー起源CO2の排出削減（国内の脱炭素化）に資するKPIが一つ以上含まれていること。	国内の脱炭素化以外の環境改善（気候変動適応、資源循環分野、生物多様性・自然資本分野等）に資するKPIが一つ以上含まれていること。
	KPIの選定、SPTの設定について、SLB及びSLLガイドラインとの適合の観点から、一定の要件を満たすこと。	

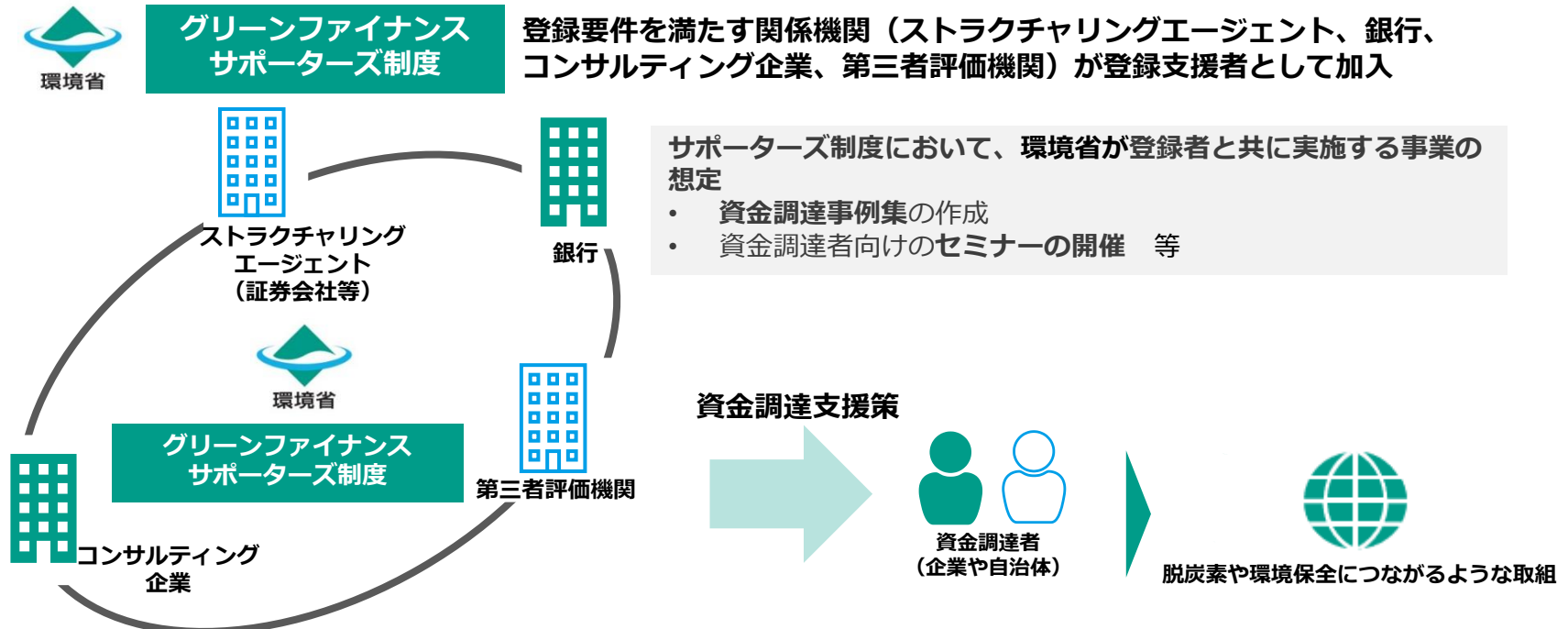
※¹グリーンプロジェクトとは

明確な環境改善効果がある事業。グリーンプロジェクトの判断の指針については、ガイドライン※の付属書1を参照のこと。

※グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン

グリーンファイナンスサポーターズ制度

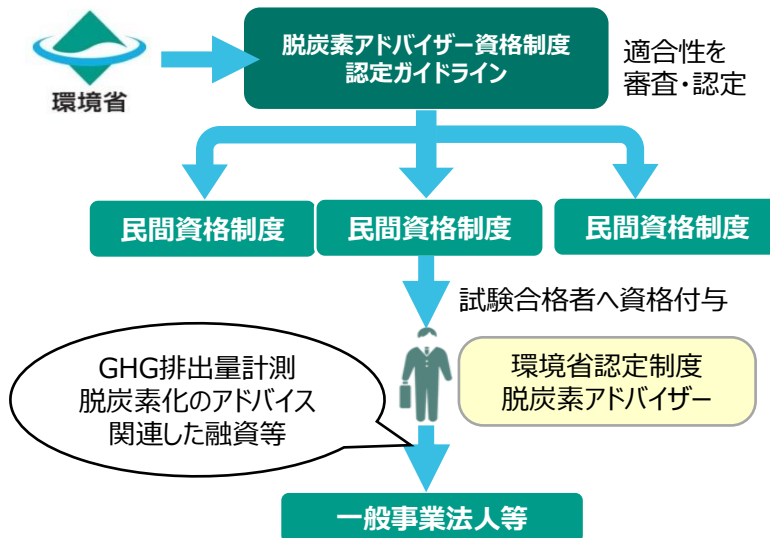
- ◆ 我が国におけるグリーンボンド等による資金調達支援体制の充実・強化を通じて、自律的な資金調達の機運を側面から醸成することを目的とした、グリーンボンド等により資金調達する際の支援を行う者（資金調達支援者）に対する登録公表制度*
- *本制度で登録された資金調達支援者を登録支援者と呼ぶ
- ◆ 本制度において登録を受けた登録支援者は、別途環境省で実施する「グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（脱炭素関連部門及び環境保全対策関連部門）」（補助金制度）における補助の対象
- ◆ 登録支援者の協力のもと、環境省においてグリーンファイナンスに関するセミナーの開催や事例集の作成等の支援策を実施する予定
- ◆ 本制度の支援策を通じて得られた知見や市場発展に関する課題については、環境省のグリーンファイナンス市場に関する有識者会議（グリーンファイナンスに関する検討会及びグリーンリストに関するワーキンググループ）へ共有予定



脱炭素アドバイザー資格制度の認定事業

- 中小企業が自社の温室効果ガス排出量を計測し、それに基づく削減対策を進めるためには、**中小企業と日常的な接点を持つ人材が相応の知識を持った上で、アドバイザーとして機能**することが必要。
- 上記の課題に対応するため、**脱炭素アドバイザー資格制度の認定の枠組みを創設**し、環境省が策定するガイドラインに適合した資格制度を認定する。
- 中小企業と接点の多い地域の主体（金融機関の営業職員、商工会議所の経営指導員、自治体職員等）の資格取得を促すことによって、**脱炭素化のアドバイスや実践支援を行う人材育成を国として後押し**する。
- 上記に限らず、大企業を含む事業法人の担当者や経営コンサルタントなど、幅広い主体の資格取得を促し、地域社会全体を脱炭素化に向けて変革していくための**人的基盤を強化**する。

脱炭素アドバイザー資格制度の認定（イメージ）



認定資格（2024年9月時点）

	資格制度の名称（五十音順）	運営事業者
ベーシック	銀行業務検定試験 CBTサステナブル経営サポート	株式会社 経済法令研究会 （銀行業務検定協会）
	サステナビリティ検定 「サステナビリティ・オフィサー」	一般社団法人 金融財政事情研究会
	炭素会計アドバイザー 資格3級	一般社団法人 炭素会計アドバイザー協会
	GX検定 ベーシック	株式会社スキルアップNeXt
	SDGs・ESG金融	株式会社 銀行研修社
アドバンスト	JCNA カーボンニュートラル・アドバイザー・アドバンスト	一般社団法人 日本カーボンニュートラル協会
	GX 検定 アドバンスト	株式会社スキルアップNeXt

ESG金融ハイレベル・パネル

- ESG金融懇談会提言（2018年7月取りまとめ）を踏まえ、各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動をする場として、2019年2月に設置
- 日本国内のESG金融の議論について、国際的な潮流を踏まえつつ、ポジティブなインパクトを生み出す新しい金融の有り様や、地域金融へのESG金融の浸透に関し、議論をリード

これまでのESG金融ハイレベル・パネルの経緯



2018 年度	第1回 (2019/2)	提言に基づくフォローアップとして各業界ごとに取組を報告
2019 年度	第2回 (2020/3)	特に議論を深めるべきテーマとして同パネル下に「 ポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォース 」及び「 ESG地域金融タスクフォース 」を設置
2020 年度	第3回 (2020/10)	「 ESG金融の深化を通じたポジティブインパクトの創出に向けた宣言 」を公表
2021 年度	第4回 (2021/4)	ESG地域金融の普及 展開に向けた「 共通ビジョン 」を報告
	第5回 (2022/3)	「 脱炭素社会への移行を支える金融の役割と行動に関する宣言 」を公表
2022 年度	第6回 (2023/3)	「 炭素中立型経済社会への移行 」と「 循環経済・ネイチャーポジティブ経済の実現 」に向け、様々な視点からの意見交換を実施
2023 年度	PRI in Person (2023/10)	PRI in Personの東京開催にあたり、「 炭素中立・循環経済・自然再興の実現に向けた責任投資の推進に関する宣言 」を公表
	第7回 (2024/3)	「 本邦のESG金融の進展状況、およびESG金融の深化に向けた展望 」のテーマのもと、取り組み状況・課題を共有し、裾野拡大に向けた意見交換を実施

ESGファイナンス・アワード（環境大臣賞）



概要

- 国内におけるESG 金融の拡大に向け、環境省では2019年度より、ESG金融又は環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家、金融機関、企業等について、表彰する仕組みとして「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」を開催。



受賞者用ロゴマーク

第5回受賞企業（令和5年度）

	環境サステナブル 企業部門	投資家部門		間接金融部門	資金調達者部門	金融サービス部門※
		アセットオーナー 部門	アセットマネージャー 部門			証券部門
金賞 (環境大臣賞)	キリンホールディングス株式会社 住友林業株式会社	日本生命保険相互会社		株式会社静岡銀行 株式会社 三菱UFJ銀行		三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
銀賞 (環境大臣賞)	アサヒグループホールディングス株式会社 大和ハウス工業株式会社 セイコーエプソン株式会社 三菱マテリアル株式会社		ニッセイアセットマネジメント株式会社 ロベコ・ジャパン株式会社	株式会社 滋賀銀行 株式会社 三井住友銀行	岩手県 芙蓉総合リース株式会社	東日本旅客鉄道株式会社 大和証券株式会社
銅賞	株式会社アイシン JFEホールディングス株式会社 積水ハウス株式会社 東急不動産ホールディングス株式会社 伊藤忠商事株式会社 住友化学株式会社 大日本印刷株式会社	明治安田生命保険相互会社	大和アセットマネジメント株式会社／ カンドリアム・エス・シー・エー	株式会社福岡銀行	オリックス不動産投資法人 東京ガス株式会社	野村證券株式会社 みずほ証券株式会社
特別賞	アンリツ株式会社 株式会社 商船三井 住友金属鉱山株式会社		いちよしアセットマネジメント株式会社	池田泉州リース株式会社 株式会社 商工組合中央金庫		
テーマ別賞	カーボンニュートラル賞	東京ガス株式会社				
	ネイチャーポジティブ賞					
	サーキュラーエコノミー賞	芙蓉総合リース株式会社				

21世紀金融行動原則

- 環境省の支援のもと平成23年10月に採択された「21世紀金融行動原則」には、**現在300超の金融機関等が署名**（令和6年10月現在）。5つのワーキンググループの活動等を通じ、環境金融の取組の輪をひろげる。
- こうした機関投資家や金融機関の動きは、金融を通じて、投資先企業の行動を環境に配慮したものに变化させる強力なインセンティブとなる。

7つの原則（要旨）

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識の上、**ポジティブインパクトの創出**や**ネガティブインパクトの緩和**を目指す。
2. 社会の**トランジション**に向けて、金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成をリードする。
3. 地域の**包摂性**と**レジリエンス**の向上に取り組む。
4. 環境や社会の問題に対して自ら考え行動できる人材を育成する。
5. 多様なステークホルダーが連携する事が重要と認識し、主体的な役割を担う。
6. 取引先との**エンゲージメント**を通じて持続可能なサプライチェーンの構築を図る。
7. 取組を広くステークホルダーに情報開示する。

運営体制



21世紀金融行動原則



署名機関より応募のあった取組事例の中から、当該年度の**優れた取組を選定**

最優良取組事例 選定委員会（委員長：末吉竹二郎氏）

7つの原則を踏まえ、特に金融機関としての本業に即した取組で、第6次環境基本計画に沿う優れたものを優先して選定

運営委員長（損害保険ジャパン、三井住友トラストグループ）

7つの原則を踏まえ、持続可能な社会づくりに向けて、様々な関係者を対象に、具体的な行動変容を促すための地道な取組を優先して選定

◆ 大賞（最優良取組事例）◆ 特別賞

- 環境大臣賞 2 事例程度
- 選定委員長賞 1 事例程度

◆ 特別賞

- 運営委員長賞 2 事例程度

ESG地域金融の普及・促進事業①

地域課題の解決や地域経済エコシステムの構築等を通じた**地域の持続可能性の向上**と、**脱炭素をはじめとした環境課題への対応の取組を両立する取組を促進**するため、**ESG地域課題にこれから取り組もうとする地域金融機関**および**先進的な取組を行う地域金融機関**に対し支援を行う。

(1) ESG地域課題解決支援プログラム

ESG地域課題の緩和・解決を目的としたプログラム

- ✓ 地域における有望なグリーンプロジェクト等の市場調査、将来性・収益性の掘り起こしの実施
- ✓ 気候変動のみならず、持続可能な地域作りに向けた新たなテーマのモデル創出
- ✓ 支援対象機関内におけるESG金融取組の高度化へ向けた仕組みづくり 等を実施する

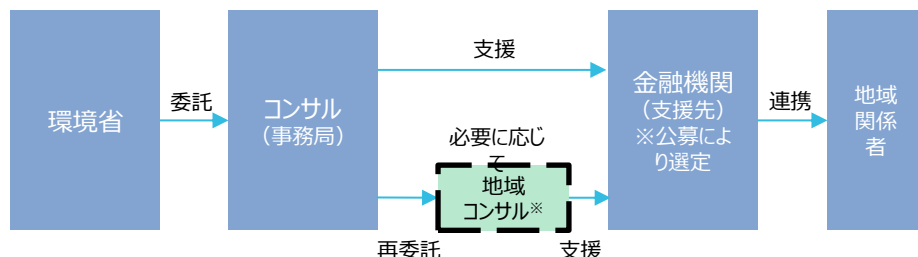
(2) ESG地域課題発掘支援プログラム

ESG地域課題等を認識・特定し、ESG金融を考慮した取組計画を策定することを目指した対話・実践形式のプログラム

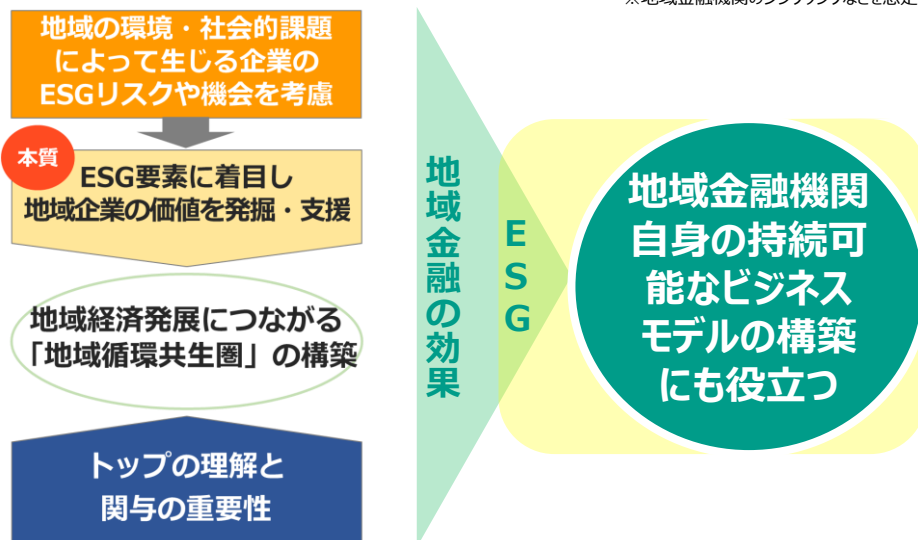
- ✓ 地域課題・地域資源の洗い出し
- ✓ 地域におけるESGリスク・機会の分析等の実施
- ✓ 支援対象機関内におけるESG金融取組促進へ向けた仕組みづくり 等を実施する

事業イメージ

※地域経済エコシステム構築に向け、金融機関と自治体/他金融機関との共同応募も受け付ける



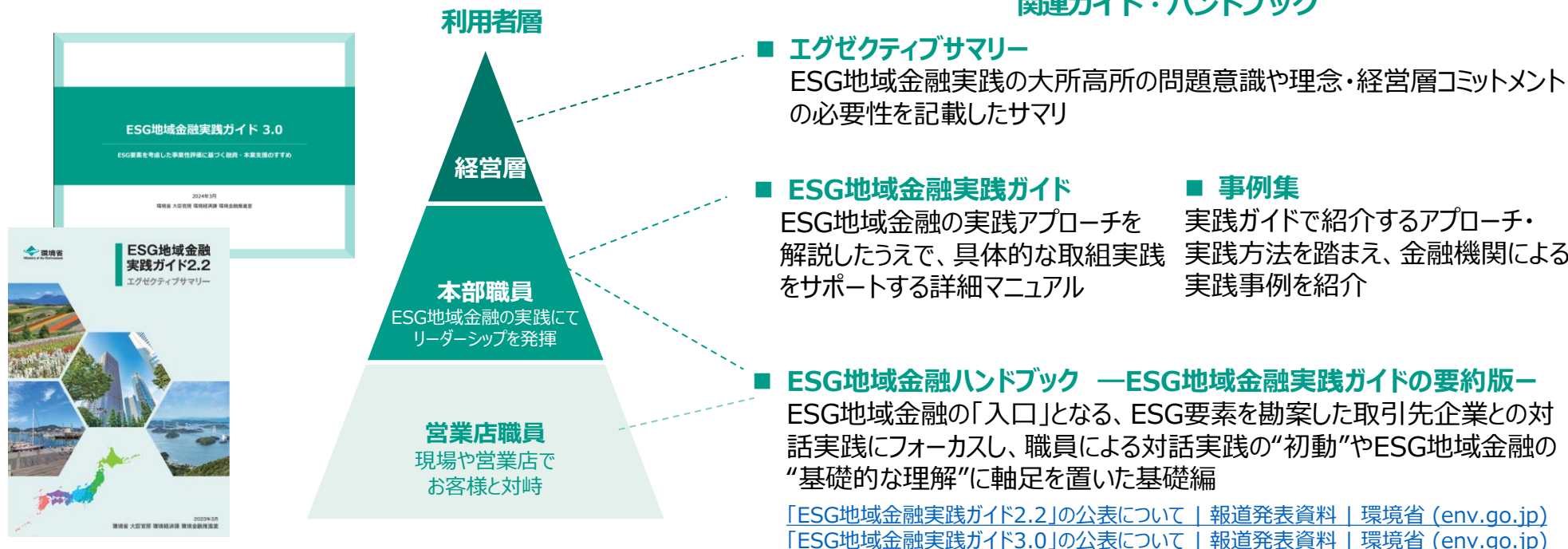
※地域金融機関のシンクタンクなどを想定



ESG地域金融の普及・促進事業②

ESG地域金融実践ガイド など

関連ガイド・ハンドブック



ESG地域金融に関するアンケート調査



- ・ 我が国におけるESG金融の普及状況について確認し、さらなる拡大に向けた課題点等を整理することを目的とした、国内金融機関（都市銀行・地方銀行・信用金庫・信用組合等）宛のアンケート調査。
- ・ ESG金融の取組状況について、取組体制や事例、取組促進に向けた課題、ESG金融にかかわる取引先の資金ニーズ、市場データ等の情報収集及び整理を実施。
- ・ 本調査結果を踏まえ、国内金融機関のESG金融の取組にかかる状況を把握し、自身の今後のESG金融推進に活用いただくとともに、環境省の施策検討に活用する。

ESG金融の取組拡大に向けたポイント | ① ESG金融に対する理解促進
既にESG金融（ESG・SDGsを考慮した金融業務）に取り組んでいる金融機関は回答機関の約6割。



[2023年度ESG地域金融に関するアンケート調査結果の公表について](#) | [報道発表資料](#) | [環境省 \(env.go.jp\)](#)

- ◆ TCFD開示においては、気候変動によるリスクと機会を踏まえた「戦略」の開示が推奨されているところ、ビジネスモデルやビジネスチャンスを踏まえた具体的な戦略を策定するに当たっては、**リスクのみならず機会を把握し、これを戦略に落とし込むことが必要。**
- ◆ 金融機関には、**気候変動によって得られる地域企業の「機会」を把握し、気候変動と地域に内在する課題を一体的に解決するような、地域活性化に資する事業支援が期待**される。
- ◆ 一方で、気候変動の機会を捉えた地域企業の事業支援にあたっては、参照可能な好事例等の不足、事業性評価における検討材料の不足という課題が存在する。
- ◆ そこで金融機関が、気候変動によって得られる地域企業の「機会」を把握し、事業化するまでの戦略立案及び実行を促進するため、**事業化・地域の活性化に寄与した好事例を調査し、これに対する投融資を後押しするポイントを整理し、環境省ポータルサイトで公表**する。

気候変動対応を「チャンス」と捉えた地域金融機関による取組事例集

【気候変動による「機会」を捉えた事業の調査・分析】

取組のきっかけから実行に至るまでのストーリー

フェーズ①
現状把握・影響分析

フェーズ②
共通認識

フェーズ③
対応検討・支援提供

フェーズ④
資金提供

フェーズ⑤
継続支援・モニタリング

フェーズ⑥
展開

【調査例①】

脱炭素先行地域や地域新電力会社の立ち上げ等、再生可能エネルギー事業に地域金融機関が関与した事例

【調査例②】

SDGsコンサルティングサービスを通じて、取引先企業の価値の見える化、新事業創出の種となる気づきを与えた事例

【調査例③】

サステナブルファイナンスを通じ、経済・社会・環境へのインパクト分析、モニタリングを実施し、取引先企業の事業の成長、持続可能性向上に寄与した事例

【データ・ツールの整備】

気候変動による機会を捉えるための現状把握・影響分析に役立つツールや、地域金融機関がサステナブルファイナンス等の支援の実施に際して事業性を評価する上で判断したポイント（判断項目、判断基準等）に係る情報を収集・整理

適宜
更新

グリーンファイナンスポータル

公表

移行戦略策定・エンゲージメント実践プログラム（金融機関向け）

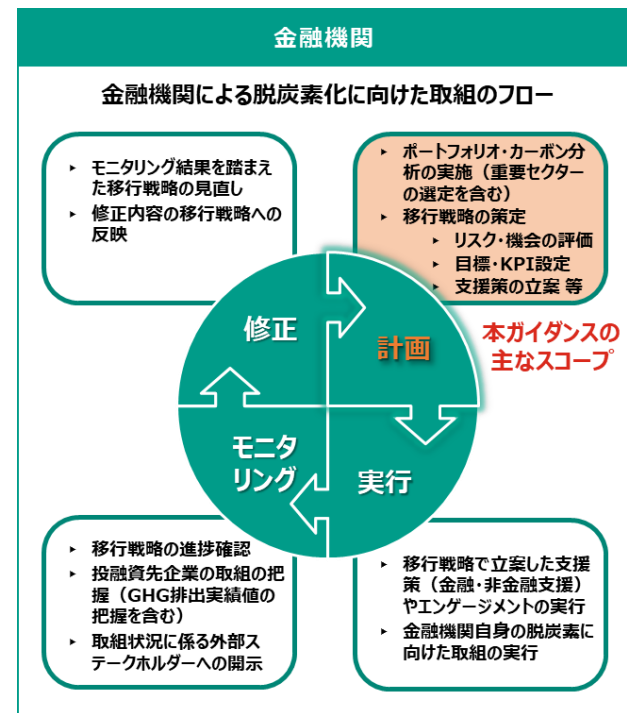
- NZBA発足をはじめ、金融機関が脱炭素化に向けた取組を主導する動きが進んでいる。
- ファイナンスド・エミッションの算定を通じて、金融機関のポートフォリオにおける気候変動リスクを把握することは、金融機関が脱炭素化に向けて何に取り組むべきか考えるための第一歩。
- ファイナンスド・エミッションの算定を基礎に、**金融機関自身の「移行計画」を検討・策定**し、エンゲージメントを通じた**投融資先の企業行動への反映・脱炭素化促進**を目的とした**モデルケース創出支援**を実施。

継続的な見直しが必要

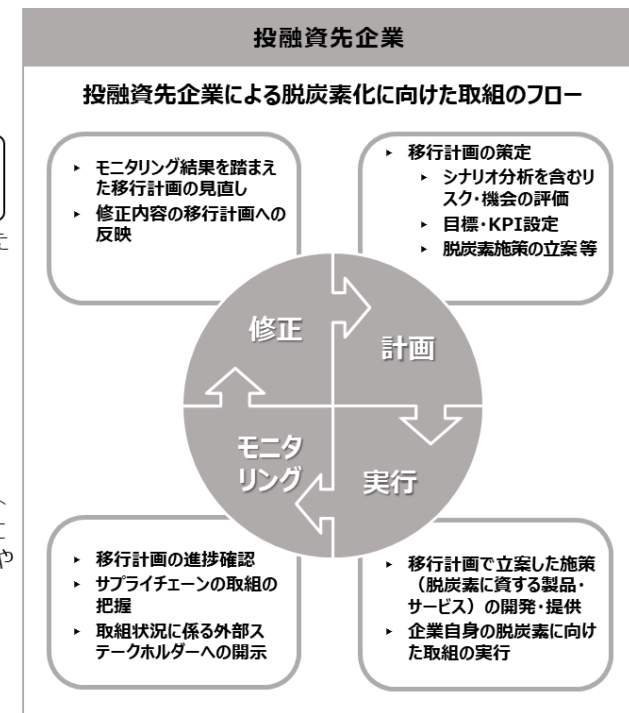
各社の現状を分析



中長期的な移行戦略を検討



企業行動への反映

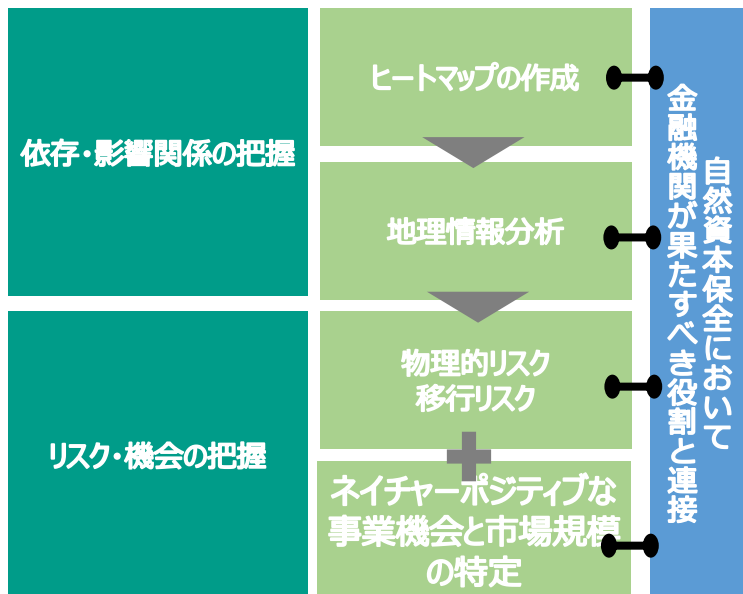


脱炭素実現に向けた自然関連情報分析パイロットプログラム

- ◆ TCFDフレームワークに基づく気候関連リスク・機会の分析・開示、投融資ポートフォリオ管理や投融資先とのエンゲージメントが進み始めていることや、COP26に合わせてGHG排出量ネットゼロを目指す金融機関の連合であるGFANZの発足等、**世界の脱炭素化に向けた流れを金融が主導する動き**がみられる。
- ◆ 他方、2021年にFinance for Biodiversity イニシアチブによって公表された「The Climate-Nature Nexus : Implications for the Financial Sector」では、「**気候変動**」と「**自然資本の喪失**」は相互作用する関係にあり、**別々に捉えるのではなく統合的に考慮する必要がある**とされている。
- ◆ そのため、**金融機関の投融資ポートフォリオにおける自然との接点や自然関連リスク・機会の把握・分析を通じて気候変動対応と自然資本保全の複合的な関係性を整理**しつつ、金融機関における脱炭素実現に向けた取組の検討の支援を実施する。

＜事業イメージ＞

TNFDフレームワークに沿った分析



① ポートフォリオ分析

- 投融資ポートフォリオを対象に、事業活動と自然資本の依存・インパクト関係を整理し、重大な関係をヒートマップとして可視化
- 重要セクターの選択では、地域行政計画やステークホルダーとの関係性を考慮
- 分析ツール：ENCORE

② バリューチェーン分析

- 重要セクターと自然資本を対象に、投融資先企業や調達先等の立地を重ね合わせた地理情報分析を実施、優先地域を特定
- 分析ツール：IBAT、Aqueduct、WWF Biodiversity/Water Risk Filter等

③ 開示材料/開示案

ガバナンス	戦略	リスク・インパクト管理	指標・目標
● 自然資本関連の取組に関する監督・執行体制を明確化	● 管轄地域における重要セクターの捉え方を整理 ● ①・②の結果の要旨 ● リスク・機会を踏まえた投融資やエンゲージメント等の取り得るアクションリスト	● 先行事例を踏まえたリスク対応策に関する示唆出し	● 先行事例を踏まえた指標・候補の提案

①・②の結果を基に分析に注力する領域

先行事例を踏まえて検討材料を揃える領域

エコアクション21

➤ エコアクション21（EA21）ガイドラインは、様々な業種や規模の事業者が環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に環境省が策定

①中堅・中小事業者でも取り組みやすい効果的・効率的なPDCAサイクルを構築・運用

- ・中堅・中小事業者の実務負担にも配慮した取り組みやすい継続的改善のためのPDCAサイクル
- ・14の取組項目（要求事項）から構成され、取組を進めることで経営力向上、組織の活性化を図る

②環境経営レポートの作成・公表により活発なコミュニケーションと透明性の向上を促進

- ・環境経営レポートを活用し、様々な関係者との対話を行うことにより、社会的信頼が高まり、自社の企業価値が向上

③EA21ガイドラインに基づく事業者の認証・登録制度を推進

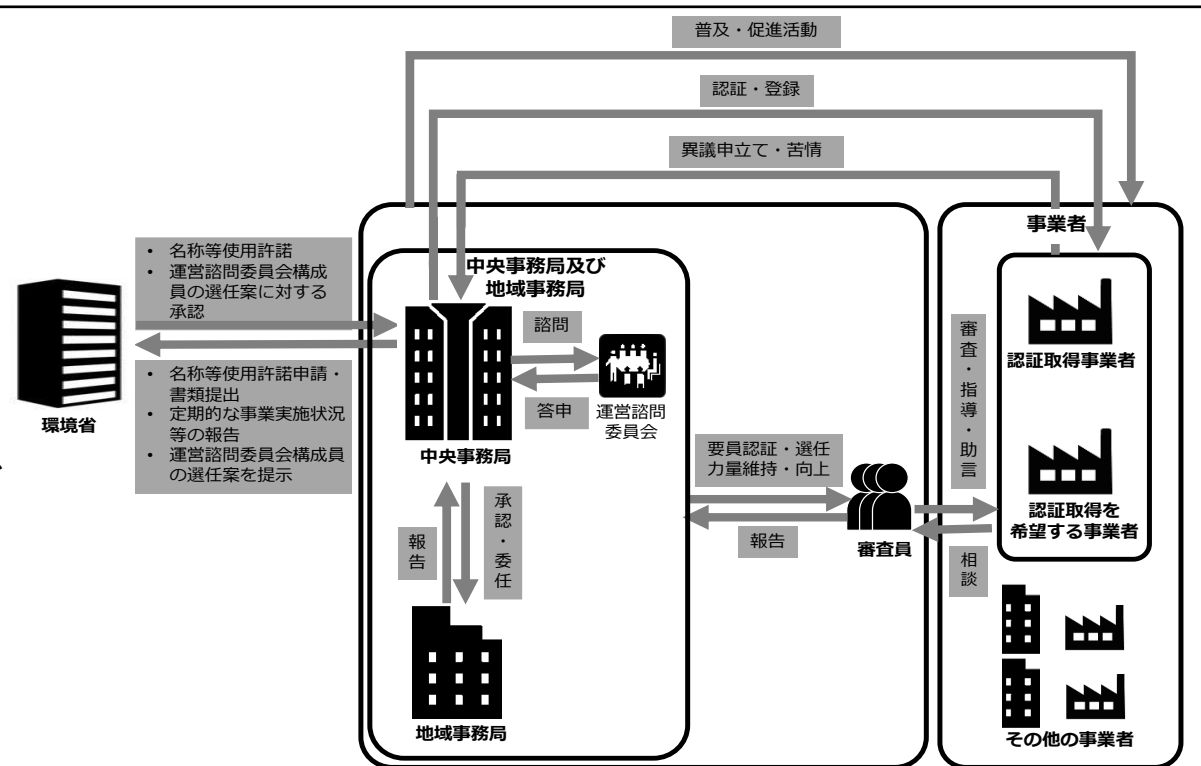
- ・認証・登録事業者は、審査員から審査の一部として、取組レベルを向上させるための助言を受けることが可能



EA21認証・登録制度

○EA21ガイドラインに規定する要件適合確認を受け、環境省よりEA21の名称及びエコマークの使用許諾を得た法人が運営する制度。2004年度から始まり、2024年10月末時点で7,558事業者が認証・登録。

○制度は認証・登録事業者が支払う認証・登録料及び審査費用で運営されており、環境省では、制度の適切な運営を担保するため、「エコアクション21の運営に関する検討委員会」を定期的に開催し、制度の概況等の報告を受けている。



脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業



【令和6年度予算 1,325百万円(1,325百万円)】

脱炭素機器のリース料低減を通じてESGリースの取組を促進し、バリューチェーン全体での脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

- (1) リース会社によるESG要素を考慮した取組を促進し、リース業界におけるESGの取組拡大につなげる。
- (2) バリューチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等をサポートする。

2. 事業内容

事業イメージ4.

中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合、次の(1)及び(2)に基づき、脱炭素機器の種類に応じて総リース料の一定割合を補助する。

(1) リース会社がESGを考慮した取組を実施している場合

- ① ESG関連の専門部署設置や専任者等を配置し、組織的な体制を構築している。等
- ② ESGについて、目標・方針設定、戦略策定等を行い、公表している。等

(2) バリューチェーン上の脱炭素化に資する取組を実施している場合

- ① トップティア等からの要請、支援を受け、バリューチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。等
- ② バリューチェーン全体として、パリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しておりバリューチェーン内の中小企業がその達成に向けて取り組んでいる。等

3. 事業スキーム

■ 事業形態 間接補助事業（補助率は下表のとおり）

(1) リース会社のESGの取組		(2) バリューチェーン上の中小企業の脱炭素化に資する取組	
○	◎	○	◎
①	②特に優良な取組	①	②特に優良な取組
総リース料の1～4%	①の率に対して+1%	総リース料の1～4%	①の率に対して+1%

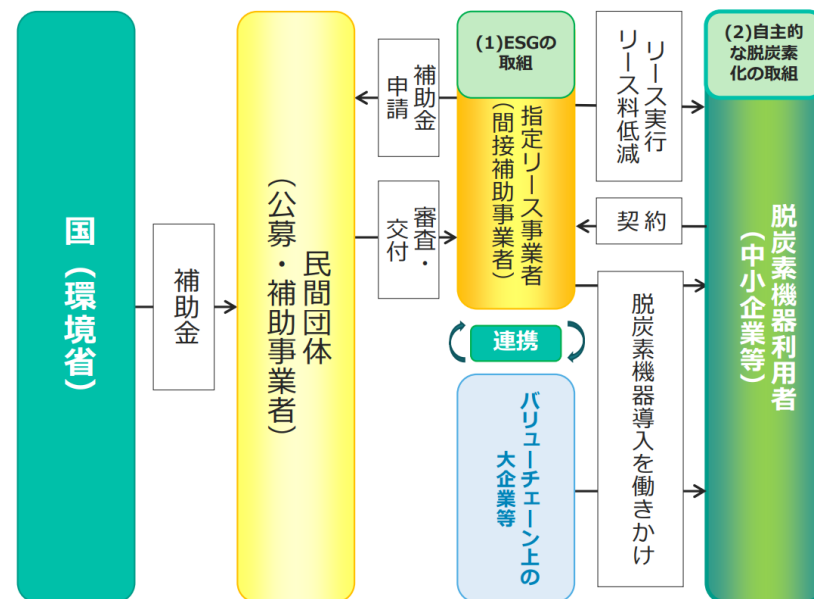
※(1)と(2)の両方が「◎」に該当する場合、極めて先進的な取組として、「○」の補助率に2%を上乗せする。

補助対象

民間事業者・団体

■ 実施期間

令和3年度～令和7年度



<脱炭素機器の例>

工作機械、空調用設備、プレス機械、分析機器、医療用画像機器、射出成形機 等

お問合せ先： 環境省 大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240



【令和6年度予算 487百万円（新規）】

取引先のバリューチェーン排出量算定に取り組む金融機関を支援し、中小企業における脱炭素投資を促進します。

1. 事業目的

- ① 国際的な情報開示基準策定が進む中、バリューチェーン全体における排出量算定の取組が企業にとって重要。そこで、企業と連携してバリューチェーンにおける排出量の算定に取り組む金融機関にアプローチし、バリューチェーン排出量の削減に向けた取組を促す。
- ② バリューチェーンに関わる中小企業の排出量算定及び脱炭素事業への投資拡大を促進するため、地域金融機関からの取組を促す。

2. 事業内容

○地域ESG融資促進利子補給事業

※環境金融の拡大に向けた利子補給事業における継続案件のみ

○地域脱炭素融資促進利子補給事業

※環境金融の拡大に向けた利子補給事業における継続案件のみ

○バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業

- ① バリューチェーンにおける排出量の把握、削減計画の策定等について企業と連携して取り組む金融機関を対象に、当該バリューチェーンに関わる中小企業の脱炭素に資する設備投資に対する融資に対して、当該融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給を行う。
- ② 排出量算定を含む取引先の脱炭素化支援に取り組む地域金融機関を対象に、脱炭素に資する設備投資に対する融資について、融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（利子補給利率：年利1.0%を限度）
- 補助対象 金融機関
- 実施期間 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

